

議事日程 (第8号)

令和6年3月8日(金曜日)午後1時開議

(開議)

- 第1 議案第28号 令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について
- 第2 議案第29号 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第44号 北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第47号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について
- 第5 議案第48号 金山川調節池整備工事(2-1)請負契約の一部変更について
- 第6 議案第50号 基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について
- 第7 議案第51号 永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約締結について
- 第8 議案第52号 市有地の処分について
- 第9 議案第54号 令和5年度北九州市一般会計補正予算(第6号)
- 第10 議案第55号 令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第56号 令和5年度北九州市卸売市場特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第57号 令和5年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第58号 令和5年度北九州市港湾整備特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第59号 令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第60号 令和5年度北九州市土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第61号 令和5年度北九州市駐車場特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第62号 北九州市基本構想の変更について
- 第18 議案第63号 北九州市基本計画の変更について
- 第19 議案第64号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第20 議案第65号 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(散会)

会議に付した事件

- 日程第1 議案第28号から
- 日程第18 議案第63号まで
- 日程第19 議案第64号
- 日程第20 議案第65号

出席議員 (57人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	8番	井上秀耕
9番	戸町武弘	10番	香月均
11番	中島慎一	12番	渡辺研一郎
13番	日野雄二	14番	鷹木幸正
15番	西田一	16番	吉田隆治
17番	松岡裕一郎	18番	中島厚子
19番	渡辺修一	20番	富士川厚子
21番	金子秀一	22番	木畑広宣
23番	村上直樹	24番	渡辺徹
25番	本田忠弘	26番	成重正丈
27番	岡本義之	28番	木下幸子
29番	山本眞智子	30番	世良俊明
31番	三宅まゆみ	32番	森本由美
33番	河田圭一郎	34番	浜口恒博
35番	白石一裕	36番	奥村直樹
37番	大久保無我	38番	森結実子
39番	小宮けい子	40番	泉日出夫
41番	出口成信	42番	伊藤淳一
43番	高橋都	44番	永井佑成
45番	藤沢加代	46番	山内涼
47番	荒川徹	48番	大石正信
49番	松尾和也	50番	有大田絵里
51番	篠原研治	52番	大井石仁人
53番	三原朝利	54番	大井上純子
55番	井上しんご	56番	村上さとこ
57番	本田一郎		

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	稲原浩
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	吉村知泰	危機管理監	山本浩二
市政変革 推進室長	白石慎一	デジタル政策監	三浦隆宏
技術監理局長	丹田健二	企画調整局長	柏井宏之
総務局長	田中規雄	財政局長	上田紘嗣
市民文化 スポーツ局長	井上保之	保健福祉局長	武藤朋美
子ども家庭局長	小笠原圭子	環境局長	柴田泰平
産業経済局長	池永紳也	建設局長	石川達郎
建築都市局長	上村周二	港湾空港局長	佐溝圭太郎
消防局長	本脇尉勝	上下水道局長	兼尾明利
交通局長	福本啓二	公営競技局長	中村彰雄
教育長	田島裕美	行政委員会 事務局長	田尾弘

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	岩田光正	次長	馬場秀一
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

午後 1 時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程第1 議案第28号から、日程第18 議案第63号までの18件を一括して議題といたします。

各委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）総務財政委員会に付託されました議案5件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第29号について委員から、個人番号については情報の漏えいが危惧されるため、利用に注意されたい等の意見がありました。

次に、議案第54号のうち所管分について委員から、本庁舎浸水対策事業については、調査等に時間を要したことによる繰越しの発生や毎年多額の修繕費等が必要となることを踏まえ、建て替えも含めて今後の方向性を検討されたい。決算剰余金の基金への積立ての減少により厳しい財政運営が求められるため、引き続き収支のコントロールに努められたい等の意見がありました。

次に、議案第62号及び63号について委員から、基本構想や基本計画にひもづく分野別計画の提示等について質疑があり、当局から、令和6年度早々にホームページ等で市民に分かりやすく示せるよう各局と整理してまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、基本構想・基本計画の理念を共有し、福祉や市民生活などバランスを考慮した予算を編成されたい。基本構想・基本計画を実現していくため、その精神に基づいた予算編成を行われたい。基本構想や基本計画に掲げる都市像とかい離している予算が見受けられることから、市民生活の実情をしっかりと踏まえた予算を編成されたい。安らぐ町、彩りある町など、基本構想・基本計画で示す方向性と予算との整合性を取られたい。基本構想・基本計画においては、もう少し福祉分野に目を向けられたい。基本構想・基本計画において福祉に関する記載が少ないため、分野別計画において身近な事業として市民に見える形で提示されたい。基本構想・基本計画にひもづく分野別計画については、早く体系的に示されたい。基本計画の成果指標については、絵に描いた餅にならないよう、達成に向け緊張感を持ち対応されたい。成果指標の達成に向けては、分野別計画のひもづけのみで終わらず、しっかりと連動して取り組まれたい。一歩先の価値観については、まだ見えていない、気づいていない価値観についても注視されたい。基本計画については、5年ごとの見直し時期に限らず、北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例に基づき、議会としっかりと議論されたい。公民連携の推進のため、その理念や礎となるような指針を基本構想・基本計画の中に示されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第54号のうち所管分及び59号の以上2件についてはいずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第29号、62号及び63号の以上3件についてはいずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、経済港湾委員長、16番 吉田議員。

○16番（吉田幸正君）経済港湾委員会に付託されました議案4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第52号について委員から、市有地の処分に当たっては実勢に合わせた価格での処分に努められたい。埋立地や市街化調整区域の土地などを活用し、産業用地の確保に取り組まれたい等の意見がありました。

次に、議案第58号について委員から、荷役機械の維持補修については安全性の確保を最優先し、実施が遅れることがないよう機材の発注時期などを考慮されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第52号、54号のうち所管分、56号及び58号の以上4件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、教育文化委員長、44番 永井議員。

○44番（永井佑君）教育文化委員会に付託されました議案1件について、審査経過及び結果を報告いたします。

議案第54号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、保健福祉委員長、23番 村上議員。

○23番（村上直樹君）保健福祉委員会に付託されました議案3件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第28号について委員から、給付金に係るコールセンターの対応等について質疑があり、当局から、給付金の支給対象に該当しない場合でも著しく生活に困窮している状況がうかがえる場合は、保護課をはじめ生活支援に係る相談窓口の案内を行っている等の答弁がありました。

なお、委員から、給付金については対象となる世帯へ漏れなく支給できるよう、市政だよりも含めて様々な手段を用いて周知に取り組まれたい等の意見がありました。

次に、議案第54号のうち所管分について委員から、幼児や障害のある子供たちの性被害防止対策に係る助成については、多くの施設で活用していただけるよう周知に取り組まれたい。こども誰でも通園制度については、保育所の負担増が懸念されるため、行政として適切な助言を行うとともに、保護者が安心して利用できるよう制度設計に努められたい。こども誰でも通園制度については、子供たちの安全とともに保育士の負担軽減が課題であるため、本格実施に向

けて保育所等としっかり意見交換されたい。こども誰でも通園制度については、意向調査等によりニーズを把握した上で適切に実施されたい。保育士の処遇改善については、認可外保育所の保育士も含めて積極的な支援を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第28号、54号のうち所管分及び55号については、いずれも全員賛成で承認並び可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、環境水道委員長、20番 富士川議員。

○20番（富士川厚子君）環境水道委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第54号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、建設建築委員長、40番 泉議員。

○40番（泉日出夫君）建設建築委員会に付託されました議案9件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第54号のうち所管分について委員から、門司港地域複合公共施設整備事業における土地の購入及び地元意見等について質疑があり、当局から、安全面や包蔵地かどうかなど様々な条件を調査し、正当な補償の下、土地を購入した。また、事業計画当初より地域の意見を伺い、一步一步進めてきた。鉄道遺構出土後、様々な意見があるが、今後もしっかり説明をし、事業を進めてまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、門司港地域複合公共施設整備事業については、地元関係者の意見をしっかりと把握し、事業を進められたい。門司港地域複合公共施設整備事業については、公共の利益と住民の利益をしっかりと考えた上で判断されたい。門司港地域複合公共施設の建設予定地で出土した鉄道遺構は大切な市民の財産である。移築については議論が足りておらず、一度立ち止まって考え直されたい。公共工事発注においてはアイ・コンストラクションの利活用を進め、中長期的に事業費を抑制するなど業界の活性化に取り組まれたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第44号、47号、48号、50号、51号、57号及び61号の以上7件についてはいずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第60号については賛成多数で可決すべきもの、議案第54号のうち所管分については賛成少数で否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、北九州空港機能強化・利用促進特別委員長、13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）北九州空港機能強化・利用促進特別委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告します。

議案第54号のうち所管分について委員から、空港機能強化整備事業について質疑があり、当局から、同事業は国が本年度に整備するシーアンドエア輸送道路と接続する空港島の市道を舗

装する整備をするものであり、同事業を進める過程で国の整備事業に後れが生じたため、本市の事業を来年度に繰り越すものである等の答弁がありました。

以上の経過で、議案第54号のうち所管分については全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議案第54号については、世良俊明議員外10人から修正案が提出されております。

提案理由の説明を求めます。38番 森議員。

○38番（森結実子君）ただいま議題となりました議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案について、会派ハートフル北九州を代表して、私、森結実子から提案理由を御説明いたします。

本議会に提出されている議案第54号、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の中には、門司区から発掘された門司駅関連遺構の一部移築費用2,000万円が計上されています。しかし、本遺構については、歴史上、重要な遺構であるとの指摘が相次いでいます。よって、遺構の取扱いについて市民や議会への説明責任を果たすべきだと考えます。その上で、今後、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うとともに、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきと考えます。

以上の趣旨から、本議会に提出されている議案第54号、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の中には一部移築費用を盛り込まないようにするため、この修正案を提出するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。

まず、各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

次に、修正案に対する質疑を行います。53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）三原朝利です。どうぞよろしくお願いいたします。

52年ぶりに修正動議、修正案が出されました。恐らくですが、今日傍聴にお越しの皆様含めていろいろな考えがある中で、現地での全部保存というのを希望される方々もいらっしゃると思っております。そんな中、修正案を読んで、正直、私は驚きました。現地での保存とは真逆の結論を導くような文言、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきとの文言が入っていたからです。ここが大事なんです。この修正案は、一部移築はもちろん認めない、しかし、現地保存もしなくてよく、速やかに門司での計画を進めること、そう読めてしまうんです。何度も何度も

も読みました。私が正直、出されるかなと予測していた修正案は、鉄道遺跡に文化財としての多大な価値があり、一部移築では意味がない、着工、造成も止めて、むしろ現地保存を求めるとの趣旨、そのような修正案が出てくるのかなと思っていましたが、そうではなかったんです。正確な情報が出回っていないからこそ、あえて今回の修正案の中身を問う質問をさせていただきたいと思います。

今回の修正案では、現地での保存もしくは文化財指定を求めるという言葉は一切なく、むしろ、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきとの文言があります。端的に明確にさせていただきたいと思います。要するに、現地での遺構は保存しなくてもいいということなのでしょうか。そして、門司の複合公共施設の建設は予定どおり現計画地で速やかに進めるという内容と理解してよろしいのでしょうか。

以上、私の最初の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）三原議員の御質問に答弁をさせていただきます。

提案理由でも御説明しましたとおり、本遺構については歴史上、重要な遺構であるとの指摘が相次いでおります。私もその見解に立っております。よって、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所の調査を行い、遺構の存在が確認された場合には適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきであると考えます。その上で、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきであります。本修正予算の趣旨は、移築よりも調査と記録保存です。そのための移築予算の削減議案でございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）ありがとうございます。もう一度お聞きしたいと思います。速やかにとすることは、予定どおり、スケジュールどおり現計画地で行うという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）御答弁いたします。

提案理由でも御説明しましたとおり、本遺構については歴史上、重要な遺構であるとの指摘が相次いでおります。私もその見解に立っております。よって、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所の調査を行い、遺構の存在が確認された場合には適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきであると考えています。その上で、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきと考えます。本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存です。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）ありがとうございます。といいますと、予定どおり、スケジュールどおり現計画地でという原則論は維持をされると認識いたしました。

次に、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所での遺構の存在が確認された場合とあります。この発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所とはどのような部分を指されるのでしょうか。すなわち、試掘した全部のエリアを調査するということになるのではないのでしょうか。もしくは、全部の調査は必要ないということなのではないのでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）御答弁いたします。

専門的な知見によつての判断になるとは思いますが、現在の遺構が発見された部分を中心とした重要な遺構が発見される可能性がある部分が調査の対象となると考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）それは、改めて確認をしますが、試掘を行った全エリアではないというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）適切な調査、記録保存を行うためにどの範囲を調査するかは、最終的には執行部において御判断をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）分かりました。では、追加の重要と思われる箇所の発掘調査には、範囲によっては移築のための予算2,000万円を超える可能性も十分にあるのではないかと認識しておりますが、仮に2,000万円を超えた大規模な調査になっても行うべきとお考えでしょうか、見解を伺います。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）繰り返しになりまして大変恐縮ではございますが、提案理由でも御説明いたしましたとおり、本遺構については歴史的、重要な遺構であるとの指摘が相次いでおりまして、私も今その見解に立っております。よつて、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所の調査を行い、遺構の存在が確認された場合には適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきであると考えます。その上で、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきです。本修正予算の趣旨は、移築よりも調査と記録保存です。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）分かりました。それでは、2,000万円を超えた場合でも、もし判断すれば行うべきであろうというふうな認識と思ひます。

続きまして、速やかに複合公共施設の計画を進めるためとの言葉からすると、仮に新たに発掘調査を行った場合、そして仮にいかなる新たな遺構が出てきたとしても、記録保存だけを行えばよく、現地保存、そして文化財登録は行う必要がないと。そのような認識でよろしいでし

ようか、見解を伺います。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存でございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）改めてお伺いいたします。

調査と記録保存とおっしゃいましたので、ということは現地保存も求められず、そしてまた文化財登録も行われないうふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存でございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）ありがとうございます。ということは、調査と記録保存ということで、新たに遺構が出てきたとしても現地保存も求めず、そしてまた文化財登録も行わないものと認識をさせていただきました。

続きまして、駐車場整備予定地についてお伺いいたします。

駐車場整備予定地は、現段階、まだ民間所有地であります。当該用地については、市に移管される約1年後から試掘を行うものと伺っております。そのような中で、埋蔵文化調査と厳密な記録保存を行うとともに速やかに複合公共施設の計画を進めるべきとのことですが、これは駐車場予定地の埋蔵文化調査を待たずに、駐車場予定地の発掘調査とは切り離して施設整備に着手してよいと。そのような認識でよろしいでしょうか、見解を伺います。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）何度も申し訳ございません。提案理由でも御説明いたしましたとおり、本遺構については歴史上、重要な遺構であるとの指摘が相次いでいます。私もその見解に立っております。よって、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所調査を行い、遺構の存在が確認された場合には適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきであると考えます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）私がお聞きしたのは、要は、埋蔵文化財調査と厳密な記録を行うとともに速やかに複合公共施設の建設を進めるべきということで書いてありますので、これは駐車場予定地の埋蔵文化調査を待たずに、駐車場予定地の発掘調査とは切り離して施設整備に着手してよいと。そういうふうにお聞きしたつもりではありますが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存でございます。この修

正議案の趣旨以外のことについては私の判断ではいたしかねます。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）分かりました。全てにおきまして、速やかに複合公共施設の計画を認めるべきという文言と今までの見解の矛盾というものを感じられます。今回の修正案は、一部移築は求めない、そしてまた現地での保存も求めない。一部、新たな発掘調査をして記録保存のみであり、そしてまた現地での保存は求めないというふうな修正案であるものと理解をしております。とともに、速やかにという文言からは、予定されたスケジュールに遅れることなきよう、そしてまた現計画地に予定どおりに複合公共施設の建築を求めるものであると理解をしております。

改めてお伺いいたします。

今回、新たなる発掘、そして記録保存が主であるとおっしゃいました。それはすなわち、スケジュールに何ら障害がない形で、予定どおりのスケジュールで現計画地に予定どおりの複合公共施設の建築を求めるものと。そのような見解と理解をしてよろしいでしょうか、伺います。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）何度も申し訳ございません。本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存でございます。この本修正議案の趣旨以外のところは、私は判断をしかねます。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）趣旨の判断といいますか、我々は修正案の文言を見てこのように見解を伺っているわけでありまして。あの修正案の趣旨は、森先生がおっしゃったように発掘、そして記録保存をすること、もちろんそれもあります、一番は、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきところであるというふうに我々は認識しているところでありまして。発掘、そして記録保存、それ以上のことを求めることは、先ほどから申し上げておりますように、現地でのスケジュール、予定どおりの複合公共施設の建築というものを阻害するものではないか。だからこそ見解を伺っているわけでありまして。我々は、趣旨はそちらのほうにあると判断をしております。

改めてお伺いいたします。

今回のこの修正案は、現地での複合公共施設建築をスケジュールどおりに求める、認めるものであるという見解でよろしいでしょうか、伺います。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所調査を行い、遺構の存在が確認された場合には適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきであるという本修正議案の趣旨でございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）改めてお伺いしますが、今提案の趣旨は、速やかに複合公共施設の計画を進めるべき、その文言と、及び発掘、記録調査、それ以外の部分との私は矛盾点を非常に感じるわけであります。改めて、この修正案については極めて矛盾点が多いということ指摘して、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（田仲常郎君）次に、50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）日本維新の会の有田絵里です。会派を代表いたしまして、提出されております議員提出議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算の修正動議について質疑させていただきます。先ほど、自民未来の会の三原議員の質疑と内容がかぶる部分もありますが、改めてお聞かせください。

この門司遺構の試掘をされた場所は、公共施設マネジメント実行計画に基づき、複合施設の建築予定地となっております。老朽化が進み、近い将来建て替えが必要な公共施設を門司港駅付近に集約し、複合化、多機能化することで、施設整備費、維持管理費、運営費を削減することを目的としています。また、市民サービスの効率化、アクセスや利便性の向上、門司地域の活性化やにぎわいづくりの効果を期待しています。

この複合施設の建設を進める理由の一つとして深刻化しているのは、各施設の老朽化です。複合施設に集約される予定の9つの施設は老朽化が進んでおり、港湾空港局庁舎は築58年、門司区役所東棟は築59年、門司図書館は築60年、門司市民会館は築66年、門司区役所庁舎は築93年など築年数を重ねており、中には現代の耐震基準を満たしていないものもあります。門司市民会館では、空調設備が古く、会場を温めるには2日前から暖房を入れておかないと温まらない状況で、空調とは別にストーブを幾つも置いて何とか対応しています。また、バリアフリーにも対応しておらず、高齢者や障害者の方には利用しづらく、外壁もひび割れが目立つような状態です。このように、複合施設完成予定の令和9年に向けて、老朽化が進んでいる各施設は改築や必要以上のメンテナンスをせずに応急処置で対応し、複合施設への移動を待っている状態です。埋蔵文化財調査を行うことは否定しませんが、これによって計画がストップしたり長期的に工期が遅れることは、市民にとって大きな損失であると考えています。

この遺構を残して観光に活用しようという意見もありますが、そもそも約10億円で購入した土地で、これを観光地にするとさらに整備が必要で、それを告知する広報費もばく大にかかってきます。さらに、老朽化した施設の修繕費用もしくは複合施設を建設するための別の土地の準備などを考えると、この遺構を残すことでのしかかってくる経費を取り返せるような集客は現実的に考えて困難です。どんな文化財でも残せるなら残したいですが、財政に余裕のない現在の北九州市の状況を考えると、門司遺構の全面保存は現実的ではないと考えています。

私たち日本維新の会会派は、市民の暮らしや安心・安全を最優先にするべきだと考え、この

複合施設の建設に対しては速やかに進めていくべきだという立場です。そこで、3点伺います。

1点目に、現在、試掘のために3,000万円かかっています。さらに掘ると、追加費用で6,000万円、期間は6か月ほどかかると言われています。修正動議の文面内に、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所と書いてありますが、その重要と思われる箇所はどこを指していますか。なぜ重要だと思うのか教えてください。

2点目に、修正動議の文面では、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うとともに速やかに複合公共施設の計画を進めるとなっていますが、調査、記録が完了すれば、今後新しい遺構が出てきたとしても速やかに複合公共施設の工事を進めていくことを前提にした修正動議なのか教えてください。

3点目に、複合施設に集約予定の老朽化している施設は、令和9年に移行するために応急処置でしのいでいる状態です。もし、建設が大幅に遅れたり建設できない状態になると、未来の北九州市の財政を圧迫する可能性や、市民、門司区民にとって大きな負担を負わせることになると思いますが、これは誰のための修正動議なのか教えてください。

以上、第1質問を終わらせていただきます。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）御質問いただきましてありがとうございます。まず初めに、重要と思われる箇所についての御質問にお答えいたします。

専門的な知見によつての判断になるとは思いますが、現在の遺構が発見された部分を中心とした重要な遺構が発見される可能性がある部分が調査の対象となると考えております。

次に、新しい遺構が出たらどうするのかという御質問に対してですが、本修正議案の趣旨は移築よりも調査と記録保存でございます。

3番目に、老朽化した施設はどうするのかの御質問は、本修正議案の趣旨は移築よりも調査と記録保存でございます。この範囲を超えたものは私の判断をしかねます。以上です。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）御答弁ありがとうございます。それでは、このまま第2質問させていただきます。

私たち日本維新の会会派としては、この動議について賛成するか反対するか、まだ決めていません。決めかねているのは、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきと考えられるという文言が書いてありますが、どこにという場所が明記されていません。日本維新の会会派としては、門司港駅近くの当該地に速やかに複合施設を建てていくということであれば賛成しますが、当該地ではない可能性も含んでいる修正動議であれば、大幅な計画の遅れとばく大な追加予算と市民への大きな負担が考えられるので断固反対したいと考えていますが、ほかの場所での可能性があるのか、当該地でしか複合施設を考えていないのかを改めて教えてください。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる部分の調査を行い、遺構の存在が確認された場合には適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきであると考えております。その上で、速やかに複合公共施設の計画を進めるべきと考えております。本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存でございます。それ以上でもそれ以下でもございません。以上です。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）そのお話でいうと、当該地ではない可能性があるという認識でいいでしょうか。お答えください。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本修正議案の趣旨は、移築よりも調査と記録保存でございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）同じ御答弁しか聞こえてきませんが、私が聞きたいのはそうではなく、当該地ではないということなのか認識を聞かせていただきたいので、そうじゃないならそうじゃないとおっしゃっていただけないでしょうか。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本当に何度も繰り返しになって大変恐縮ではございますが、本修正議案の趣旨は移築よりも調査と記録保存でございます。それ以上でもそれ以下でもございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）それでは、可能性があるという認識でよろしいでしょうか。はいかいいえで、よろしければお答えいただければありがたいです。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本当に何度も繰り返しで申し訳ございませんが、本修正議案の趣旨は移築よりも調査と記録保存でございます。それ以上でもそれ以下でもございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）改めて伺います。

これが本当に賛成か反対か大事な質問となっておりますので、改めてお聞かせください。当該地ではないという可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）本当に恐縮ではございますが、本修正議案の趣旨は移築よりも調査と記録保存でございます。これ以上でもこれ以下でもございません。まずは厳密な調査と厳密な記録

保存を求めております。以上です。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）ということだと、この動議に書いてある、速やかに複合施設の計画を進めるべきと書いてありますが、私は矛盾していると感じています。今の話でいうと、当該地なのかそうではないのか、そういったこともはっきりとしていないということですよ。当該地でないということになると速やかに進めることは不可能になり、大幅に遅れるどころか計画がストップし、時間もお金も全てが無駄になります。この動議に賛成すると、複合施設の計画をストップすることを容認するということになることが分かりました。市民第一に考えると、そんな選択はできないと日本維新の会は考えているので、今回のこの動議に関しましては反対させていただきたいと思います。

それでは、以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

ただいまから討論に入ります。43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）私は、日本共産党、高橋都です。会派を代表して、議案第29号、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について外4件に反対し、その主なものについて討論を行います。

まず、議案第62号、北九州市基本構想の変更及び同63号、北九州市基本計画の変更について述べます。

基本構想・基本計画は本市の最上位の計画であり、本市が目指す将来の都市像や、その実現に向けて取り組んでいく重点戦略を示すものです。我が党は、この計画の重要性に鑑み、地方自治法第1条の2、住民の福祉の増進を図るとしている地方公共団体の役割を踏まえ、市民の医療、介護、子育て、教育、暮らし、そしてなりわいなど広義の住民福祉の増進を図る本市の行政責任を明確にうたうこと。また、本市が長崎に投下された原子爆弾の第1目標であったことで、非核平和への市民の強い願いを背景に平和のまちミュージアムが設置されたことなどを考慮し、平和に関する本市の立場を明確にすること。さらに、地球温暖化防止対策をいろいろな課題の一つではなく本市の重要施策として位置づけ、地球温暖化防止のため、本市の温室効果ガス削減、再生可能エネルギーの普及促進の取組を抜本的に強化することを明記し、基本計画の主要な成果指標に温室効果ガスを加え、2050年ゼロカーボンシティを視野に、2030年までの積極的な削減目標を掲げることを求めました。しかし、それらの指摘に対して市長並びに当局から明確な見解は示されませんでした。

一方、今回提案された基本構想は、稼げる町を最優先の戦略としており、その実現のため新たな視点での行財政改革に取り組むとして示された市政変革推進プランでは、第1のステップとした予算事務事業の棚卸しで、市民の福祉、教育、暮らし、文化、なりわいなど市政全般にわたる予算の削減方針が示されたことは看過できません。新たなビジョンは、市民の意見をさ

らに集約し、しっかり時間をかけ、議論を尽くすべきであり、提案された2つの議案に反対するものです。

次に、議案第54号、旧門司駅舎跡の鉄道遺構の移築に要する経費等についてです。

本市は、門司港地域複合公共施設整備事業を進める中での発掘調査で出土した遺構について、その一部を切り出し、移築し、複合施設を予定どおりに建設するというものです。市長は、遺構の取扱いについて、文献、資料を検証し、専門家の意見を伺って判断するとしていましたが、本市の文化財審議会のメンバーをはじめ多くの専門家から、明治時代の鉄道関連遺構は国史跡級として現地保存を望む意見書や要望書が出されているにもかかわらず、1月25日には、文化財指定の前提となる学術的評価、価値づけをしないまま移築方針を決定しました。

本会議の議論の中で明らかになったのは、複合公共施設整備を初めから優先するために、学芸員が12月4日にまとめた調査所見を伏せ、1月25日の方針発表と同時に県へ提出したということです。つまり、価値づけの調査が文化財指定につながる最初のプロセスの一步と認めながら、意図的に価値づけを避け、県にも文化庁にも届出をせず決定したということです。しかも、驚くことに、その調査所見が教育委員会から県に提出されているにもかかわらず、教育長は見ていないことも明らかになりました。この調査所見を作成した学芸員は、この発掘調査で遺構が出土したときに震えがきたと話していました。それだけ貴重なものが見つかったということです。

2月22日、現地視察をした世界文化遺産の評価に関わる日本イコモス国内委員会は、国史跡指定に値すると評価し、現門司港駅や九州鉄道記念館とともに門司港レトロ地区を象徴する歴史遺産であり、日本の宝だとも言われ、今回の市の決定に驚き、現地保存を求め、声明文を出しました。その後、2月29日には、日本イコモスは、文部科学省、文化庁長官、福岡県知事、県教育長、県文化財保護課長に、遺構保存と活用への協力要請文書を送付しています。この件に関し、市長は、市民が複合施設建設を待ち望んでいるとし、副市長は本会議で、地域の住民が守っていこうという姿勢があって初めて文化財と言えると発言されました。しかし、市民説明も発掘調査中に1回の現地説明会だけで、遺構発見後、地域住民には地域説明会もアンケートを取ることも行っていません。

今、北九州市の文化財保護行政そのものが大きく問われています。これまで城野遺跡をはじめ、どれだけの貴重な文化財が価値づけされずに壊されてきたのでしょうか。今回の鉄道遺構の一部移築保存は貴重な文化財の破壊であるとの専門家の指摘を受け止め、いま一度ここで立ち止まり、専門家の助言の下、厳密な調査を行い、保存について慎重に検討すべきです。拙速な移築のための予算に反対し、その撤回を求めます。

また、門司港地域複合公共施設整備事業について、我が党は、災害時に市民の命と安全を守るための司令塔となる区役所等を高潮浸水区域に建てる無謀な事業そのものの見直しを求めてきた立場から、この事業に関連する予算に反対するものです。

以上で討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、54番 井上議員。

○54番（井上純子君）それでは、私から、議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算における門司港地域複合施設整備事業経費について討論いたします。

まずは、同じ会派の三原朝利議員、日本維新の会の有田議員、貴重な質疑をありがとうございます。

今回の修正案の答弁内容は、理解し難い点が多数ありました。市に対し、これまで十分に発掘調査が行われていないと指摘しながらも、新たに発掘調査エリアを聞かれれば、市に任せるという答弁でありました。全く理解できません。さらに、移築より記録保存を強調されるばかりで、具体的に建設をどうするのか答えられない、なかなか不確定要素が多い内容であったと理解しています。しかし、修正動議の提案理由のとおり、記録保存は現地保存ではなく、出土した遺構は取り壊す、速やかに複合施設を現地で建設していくという方針であることを前提に、原案に賛成、修正案に反対の立場から、会派を代表し、討論いたします。

今回提出された修正案の理由における、速やかに複合施設の建設を求めることには賛同であります。しかしながら、施設建設予定地から出土した初代門司駅遺構の一部について、追加調査費と時間をかけるにもかかわらず、結果として全て取り壊す方針に賛同できない考えです。

この門司港複合施設整備事業は平成26年から始まりました。門司区の区役所及び市民会館、図書館など9つの公共施設が老朽化し、修繕と建て替えが必要でありました。その多くが築年数50～60年を超え、耐震性を満たさない市民会館、さらに区役所は構造上、バリアフリー化も困難であったことから、各施設の建設費や改修のコストの観点だけではなく、門司区に点在する公共施設を集約することで市民にとっても利便性を向上させる一大プロジェクトでありました。また、この建設計画の内容も、構想から建設地、設計まで市民の声を何度も反映し、丁寧な合意形成が進められてきました。市民説明の機会としましては延べ92回、286団体1,805人の市民の意見をいただいたとのことです。

そこで、建設を進めるステップとして、令和5年9月より試掘を開始いたしました。この建設エリアは、初代門司駅があった場所として、当時の九州鉄道が駅移転などを機に上物は既に解体し、平地となっていました。そのため、試掘を進めるとともに一部出土を機に発掘調査を進め、そこで今回の機関車庫の一部基礎の発見に至りました。つまり、想定内の出土ではありますが、想定以上の現存状態のよさであったということです。そして、今回、日本イコモス含め多くの団体から現地保存を求められており、当時の建築技術を示す貴重な歴史資料とのことです。本市の文化財担当者がいかに誠意を持って発掘作業に取り組んだか示すものであると理解しております。

では、どのように保存するのか。文化財として価値をつくっていく場合の絶対条件が現地保存であるとのことです。しかし、この土地取得にかかった約10億円は何のためか。それは、複

合施設建設のためです。そして、これまで調査や設計費約5億円、これまで住民との合意形成は何のためであったか、それは複合施設建設のためであります。となれば、貴重な遺構と複合施設の建設、どちらも生かすことはできないか何度も協議が進められてきました。しかし、既に約5年をかけて設計調査を終わっている中で、地下の現地保存の条件で地下3メートルのくいを打つこと、柱の位置を変えること、限界があったと聞きます。もちろん、設計をやり直し、建設用地を新たに見つけること、ここまで抜本的な見直しを行うのであれば共存も可能ではあると思いますが、現実的ではありません。専門家の現地保存、文化財登録などの価値づけをするとすると、出土した場所、その高さから全く動かさない上に、風化させない保存する努力もしなければいけないということです。そのため、広く市民に見やすい形で見える機会をつくっていくためにも、最終的にたどり着いた案が今回の移築、切り取って移動させるという案であったと理解しております。

ここで、専門家の価値づけを経て文化財登録となる、これがどういった課題があるかということに触れたいと思います。

まず、維持費についてです。市が保存する文化財は、公開型と非公開型があります。市民が見ることのできる文化財公開施設は全6施設もありますが、入場料などほとんど収入なく、維持費、管理費などは各施設年間200~300万円かかっているという事実があること。さらに、修繕となれば、例えば東田第一高炉であれば今年度約1億円がかかります。国負担は0です。国指定文化財でも、修繕費は半分出るも、毎年のランニングとして地方交付税措置が20~30万円程度です。また、今回の遺構が、さらに調査し、価値づけを進めれば国宝級や世界遺産を目指せるとの声もありますが、実際に北九州市の世界遺産はどうでしょうか。維持費約5,000万円が毎年必要であり、令和6年度予算では修繕費だけで2億円を超える事業費です。国負担は、たったの3分の1。古い施設を維持することがどれだけ大変であるか、これを国や県がほとんど負担しない現実があるからこそ、自治体の永久的な負担につながる文化財登録の方針は市の方針であってこそ、これは当然であると考えます。市民の価値になるか、市が投資するものは市が決めるということです。

次に、活用についてです。人口減少社会の厳しい地方の状況において、人が来る、経済効果があるとなれば非常にありがたいものではありませんが、現実には違います。北九州市の世界遺産は、登録時に年間5万人を超えるも、今はコロナ明けても1万人強。また、元は教育委員会の事業で完全に移管した社会教育施設における文化系直営施設、博物館や美術館などですが、これは入場料を取っても、収入を上げたとしても、収支ギャップ、赤字は毎年16億円を超えます。文化財や教育に関するものでコストについては話したくはありませんが、現在、社会情勢が目まぐるしく変化し、市民のニーズ、課題も多様化する中で、限られた予算を配置していくしかできない厳しい現実があることも知っていただきたいと思います。永久に保存したいのであれば、費用の対策も踏まえた活用もセットの議論でなければ、北九州市に住む次世代に対し

て無責任ではないかと考えています。

また、現地保存であれば、その土地での再開発は困難となることも重く受け止めなければなりません。しかし、今回の修正案の提案説明では、現地保存ではない、記録だけの保存としながらも、新たな発掘調査を条件とされています。新たな調査費用は、今回の発掘エリアと同程度でも追加で3,000万円必要となり、その予算は確保していないため、来年度の補正予算であると認識しています。つまり、修正案は、移築に反対しながらも、移築費用2,000万円以上の調査費用をかけて、本来の教育事業として期待する子供たちの歴史教材ともならない破壊という方針です。そして、建設計画も6月開始予定から遅れる可能性が高いと指摘いたします。

また、今回の提案理由の質疑に対する答弁を受けても不確定要素があることが示され、議会での質問内容からの方針変更を見ると、新たな調査状況によっては現地保存、建設場所の変更と主張が変わることも十分に考えられ、門司港の一等地が塩漬けになる可能性が高いと危惧します。

また、遺構発掘後の市民の声としまして、同じ会派の大石仁人議員が栄町商店街、門司港レトロで聞き取りを行ったところ、文化財登録にこだわることなく、少しでも早く人であふれる門司港を望むという声をいただいています。よって、次の3つの条件をつけて、原案、移築方針に賛成いたします。

1点目に、移築した遺構を子供たちや市民が見ることのできる歴史資料として工夫をすること。2点目に、速やかに複合施設建設を進め、門司区住民の公共施設利用における課題を一刻も早く解消すること。3点目に、今回の方針決定の経緯、理由について市民へ丁寧に説明するとともに、今後の市長会見において不信感を招くような発言は控えていただきたいということ要望いたします。

最後に、これは個人として伝えたいことがあります。私は、門司港レトロにとっても関わりがあります。市職員としても、当時バナナ姫ルナとしても門司港を全国へPRしてきた経験があるからこそ、門司港レトロは今回の遺構がなくとも十分に魅力があるということを伝えたいと思います。門司港はレトロな町並み、港町、これだけならほかの観光地にもありますが、絶対に負けないものは関門海峡があるということです。これらがそろって門司港レトロの魅力です。今後は、この魅力を存分に生かす観光地づくりが進み、その観光地としての磨き上げとともに、日常のにぎわいをつくる、市民が活用する複合施設との回遊性も十分に期待されるのがこれからの門司港の未来だと確信しています。

以上、今回の修正案ではなく原案への賛成が、その未来に向けて前進する一歩であると期待し、皆様へ御賛同お願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）皆様こんにちは。村上さとこでございます。

初めに、議案第62号、63号について反対討論をいたします。

稼げる町が最優先であり、自治体の目標として普遍性がなく、最上位計画としての違和感を持つこと。福祉や平和、人権などの記述が弱いこと。地方自治法に明記された住民福祉の増進や自治基本条例に明記された市民主体のまちづくりなど、基礎自治体にとって最も重要なことが明文化されていないこと。以上などから、市民との約束としての明文化を求め、反対するものです。

次に、議案第54号に対する修正案に賛成討論をいたします。

本日は、この議場に、日本イコモスより2名の学者が今傍聴席におられます。お一人は本市文化財保護審議会委員の福島綾子先生、そしてもう一人は北九州市出身、自称小倉の兄ちゃんこと世界的社会考古学者の溝口孝司先生です。イコモスには、官営八幡製鐵所が世界文化遺産に登録されたとき大変お世話になりました。お二人をはじめとするイコモス幹部が初代門司駅遺構現地保存の要望書を持ってこられたときに市長、副市長、教育長、担当課長が誰もお会いにならなかった、あのイコモスであります。

さて、この修正案ですが、この趣旨を読みますと、いつとき移築の件は棚上げしよう、まずは市民や議会への説明責任を果たしてもらおう、十分な調査を行ってもらおうと主張するものだと私は捉えました。現地保存の可能性も否定するものではなく、したがって、調査が終わった部分から次々に造成工事に着手するという理由にもならないと考えます。

市の決定プロセスには、依然として法令、条例、規定上の大きな疑義が残っております。住民監査請求や差止め訴訟が起これば、市も議会も責任を問われます。これまでも本市は、公有地で出土する貴重な遺構の保護に非常に消極的でした。城野遺跡はじめ、文化財保護事務の課題がこれまでなぜ教育委員会に上がらなかったのか。なぜ、多くの遺跡が市長部局主導で壊され、市民のシビックプライドが失われてきたのか。その原因は、開発を行う市長部局と、市長部局から独立した文化財保護事務の権限を持つ教育委員会との不均衡な関係にあったということが明らかになりました。

市が言う総合的な判断の根拠である公共施設の建設費、維持管理費はじめ、全ての情報を議会と市民に明らかにすること。市民意見を十分に聴取すること。文化財保護法を重視する観点からの適切な埋蔵文化財調査を行うこと。それらなくして議員が正当に審議することは不可能です。複合公共施設の建設を最優先し、文化財指定を避けるために遺構の価値づけをしないという倒錯した行政に、多くの市民が疑問、不信感を抱いています。市は、市民に誇れないような強引な行政をもうやめてください。

本市の文化財行政はこれまで十分に機能しておりませんでした。これは行政のチェックが不十分だった議会の責任でもあります。改めて、市民に対し、恥じ入るばかりです。失った財産は残念ながら取り戻すことはできませんが、今こそ過去を検証し、未来志向で文化財行政をよみがえらせるチャンスです。

最後に申し上げます。今回、52年ぶりにこの議場に修正動議、修正案が出ました。予算案の

修正は市長との対立では決してありません。市民のための予算をよりよいものにする、そのためのものであります。二元代表制の一翼を担う議会は、市長、行政機関と対等な関係にございます。

○議長（田仲常郎君）時間がなくなりました。

○56番（村上さとこ君）はい。議会は、市が方向性を誤らないように監視、提案を今後も続けていくことをお誓いいたしまして、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、55番 井上議員。

○55番（井上しんご君）井上しんごです。

まず初めに、48号、金山川調節池整備工事請負契約の一部変更についてです。

これは、17億9,789万円の契約金額を2,111万円増額するものです。この契約は、昨年6月議会でも、入札時の契約14億7,408万円から、地下に巨石が見つかったなどとして3億2,381万円の増額補正を行っており、今回が2度目です。当然、工事中に予期せぬ事態に出くわすこともあります。そのために、各企業は入札時においてある程度リスクを考えて積算をします。予期せぬ事態を防ぐためにも、事前に地盤調査などが行われます。今回はこうした事態が見抜けなかったということですが、必要な公共工事が当初の契約から大幅に引き上げられる事態が続けば、公共工事の信頼にもつながりかねます。今、大阪万博でも当初の工事費が大幅に増え、国民や府民から批判の声が出ているところです。本市においても、入札時の各事業者の公平性や公金の適切な支出のためにも、事前の調査やリスク管理などより綿密に行い、公共工事の信頼の増進に努めてもらいたいと願います。

次に、54号、一般会計補正予算のうち、旧門司駅舎跡の鉄道遺構の移築に要する経費についてです。

遺構の移築について、市長は、早期の複合公共施設の完成を望む地域住民、公共施設の集約化を進める行政、遺構の保存を求める専門家の三方よしの方策だと述べ、胸を張ったと報じられています。しかし、ユネスコの諮問機関として世界遺産登録の審査を行っている ICOMOS の日本支部に当たる日本イコモス国内委員会が求めているのは、現地保存です。三方よしにはなりません。また、地域住民にとってもよしということですが、地域住民からも遺跡の保存を求める声が上がっています。多くの住民は、複合施設を望みながらも、一方で、文化財級だと言われている遺跡の保存のはざまで悩んでいるというのが正直なところではないでしょうか。今行政に届いている要望は、1つは老朽化して使いにくい公共施設を改善してほしい、2つは歴史的な鉄道遺構を未来へ残してほしいという2点です。行政は、この2つの願いを調整して、双方が納得できる方策を探ることです。私は、この数か月の経過を見ても、三方よしの方策を考え抜いたとは言えないと考えます。

今回の旧門司駅舎の遺構は、1891年に開業した門司駅だと言われています。世界遺産に登録されている八幡製鐵所は1901です。八幡製鐵所操業は日本の近代化のはしりだと言われている

すが、それより10年も前に門司から九州初の鉄道が敷かれ、九州のゼロポイントとして門司駅が開業していた事実は、日本の近代化の八幡の前に門司があったのかと衝撃を受けました。まさに、鉄道が敷かれ、八幡製鐵所で初の国産レールが誕生し、そのレールづくり産業は今でも八幡の地で行われています。鉄は国家なりと言われていますが、まさに鉄道も国家なりです。今後、日本イコモスが、日本の近代化を築いた明治、大正の鉄道遺産を東京駅舎、門司港駅舎、旧新橋駅遺構などと併せてユネスコに諮問するときに、今回発見された旧門司駅舎は、この栄えある鉄道の世界遺産群の一角を占める可能性があります。八幡製鐵所も日本イコモスが調査し、世界遺産登録につながっています。本市の世界遺産が八幡製鐵所に続いて旧門司駅舎もと、何とわくわくする夢のある話ではないでしょうか。

複合公共施設については、これまで議会でも建設地をめぐる議論が地元住民の方からの陳情も含めて何度も行われてきました。建設地については、必ずしも全ての方が納得している話じゃないようです。ここに来て今回の遺構の発見、確かに行政的には難しい対応だと思いますが、その対立を収め、市民の理解を得る行政運営が必要です。しかし、今議会では、遺構の保存を求める議員の質問に対し、複合公共施設を求める地元住民の思いと市は述べました。何か、遺構を壊す責任を地元住民に転嫁するように感じました。別に、地元住民は壊せとは言っていない。あくまで複合施設を造ってほしいというだけです。遺構の移築は市が決めたことで、その責任は市が負うものです。なぜ市民同士の対立をあおることになるのでしょうか。

複合公共施設の開所式には、全ての地元議員さん、そして多くの市民や専門家、そして鉄道ファンが喜び、その門出を祝福されるような日にしてもらいたいと切望します。今の行政のやり方だと、地元にも、また我が国の歴史とルーツにも、北九州魂のアイデンティティーを引き継ぐ子孫にも、未来永ごう、禍根を残すことになりかねません。本市と門司の輝かしい歴史に賛美を送り……。

○議長（田仲常郎君）井上議員に申し上げます。時間がなくなりました。

○55番（井上しんご君）いま一度立ち止まって考えることを求め、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

各委員長から報告のありました議案18件のうち、まず、議案第28号、44号、47号、50号から52号まで、55号から59号まで及び61号の12件について一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも承認並びに原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案12件は、いずれも承認並びに原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について採決いたします。委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号及び60号の2件について一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号及び63号の2件について一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について採決いたします。

本件については、まず、修正案について採決いたします。修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決いたします。本件について、修正部分を除く原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、修正部分を除く原案のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第64号及び日程第20 議案第65号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(武内和久君) ただいま上程されました議案について御説明いたします。

まず、北九州市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を

改めるものです。

次に、北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を改定するため、関係規定を改めるものです。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田仲常郎君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号及び65号の2件については、令和6年度予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

お諮りいたします。3月15日及び18日は、議事の都合により休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

本日の日程は以上で終了し、次回は3月25日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後2時14分散会